

【健康づくりチャレンジ企業による取り組みについて】

「健康づくりチャレンジ企業制度」について

1 目的

積極的に従業員及び家族の受診促進などの健康づくりに取り組もうとする企業を「健康づくりチャレンジ企業」として募集・登録し、健康情報の提供、専門人材の派遣等の支援のほか、健康教室や講演会等の活動を実施した場合に補助金を交付することにより、企業と協働して働き盛り世代の健康づくりの取組を支援する。

2 背景

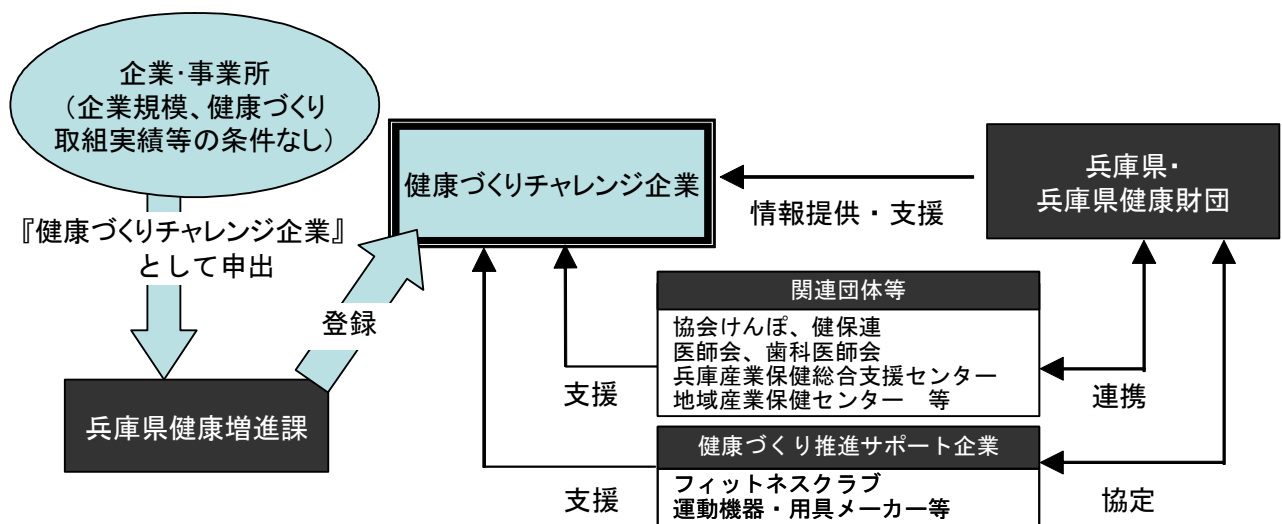
(1) 働き盛り世代の健康課題

- ・ **肥満者** 男性の肥満者割合のピークは働き盛り世代（30～50歳代）
女性も40～50歳代に肥満者割合が急増
- ・ **高血糖・高血圧** 男女とも有所見者が40～50歳代で急増
- ・ **特定健診受診率** 生活習慣病の兆候を発見する特定健診(対象40歳～65歳)の受診率が低い。
特に国民健康保険対象者、中小企業従業員、被扶養者の受診率が低い。
- ・ 特定健診を受診しない理由としては、①必要性を感じない ②時間がない ③面倒だから など自身の健康状態への自信や忙しさによるものが多い。

(2) 企業の従業員の健康づくりへの意識

- ・ ほとんどの経営者が従業員の健康づくりを重要と考えており（9割以上）、実施した企業では従業員のモチベーションや社内コミュニケーションの向上などの効果を実感。
- ・ しかし、半数の企業が企業として取り組む体制ができていないと認識している。

3 事業概要



(1) 登録要件

- ・ 県内に事業所があり、従業員及び家族の健康づくりに積極的に取り組む企業
〔登録状況：217社(平成26年7月末現在)／目標：1,000社(平成25～29年度)〕
- ・ 登録時に、「健診の受診状況」と「健康づくりの取組状況」を報告(年度更新)

■登録数 217社(平成26年7月31日現在)【目標：1,000社(H25～29)】

① 地域別登録数

地域	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
件	64	37	16	19	9	19	18	26	5	4	217

② 業種別登録数

種別	建設	製造	情報通信	運輸	卸・小売	金融保険	サービス	飲食	医療福祉	その他	計
件	29	59	4	4	33	5	29	4	46	4	217

③ 企業規模別登録数

従業員数	9人未満	10～49人	50～299人	300人以上	不明	計
件	24	73	81	38	1	217

(2) 健康づくり支援メニュー

① 平成25年度から実施している内容

	機関名	派遣スタッフと内容
専門人材の派遣	兵庫県健康財団	健康教室等に保健師、管理栄養士、健康運動指導士を派遣
	兵庫県医師会	講演会や研修会等に健康スポーツ医を派遣
	兵庫県歯科医師会	事業所歯科健診に歯科医師及び歯科衛生士を派遣
	兵庫県歯科衛生士会	歯科保健指導や研修会等に歯科衛生士を派遣
	兵庫県栄養士会	食生活に関する講話や調理基礎講座等に管理栄養士・栄養士を派遣
情報提供	メールマガジンの発信	健康づくりに役立つ内容や研修会等の案内を月1回程度、情報発信
	各企業の活動状況の集約と紹介	事例集により登録企業の健康づくりの取組状況を紹介 県ホームページ等により情報提供

② 費用助成

<対象事業>

以下のテーマで健康教室や講演会を実施した場合、費用の一部を補助

- ア がん検診の受診促進に向けた取組
- イ 特定健診等の受診促進に向けた取組
- ウ 食生活の改善のための取組
- エ 運動教室の開催
- オ 歯科健診・保健指導の実施
- カ その他、従業員及び家族の健康づくりに効果的な取組

<助成額>

1件に対し、上限10万円（定額）を補助

平成25年度の取り組み事例

ア 健診・検診の受診率向上、フォローアップの取組

- ・健康診断の結果が芳しくなかった方を対象に、就業後に、受診結果による生活習慣の改善講義や簡単にできる体操指導を実施。
- ・従業員の定期健康診断結果について、医師と保健師が経年的に確認し、必要に応じて本人と直接面談を実施。



イ 食生活の改善

- ・外食時メニューの選び方や、食事バランスガイドの活用、お酒との上手な付き合い等をテーマとする食事セミナーを実施。
- ・社員食堂と協力し、ヘルシーメニューの導入や健康づくり行事とのコラボレーションメニューの提供を通じて、食事に関する意識向上を図った。



ウ 運動習慣の定着

- ・従業員（35歳及び45歳）の生活習慣病の予防対策として、フィットネスクラブでの体力測定、運動指導、健康教室等を実施。
- ・製造ラインにおける重いものの持ち運び等で慢性的腰痛症が多いことから、気軽にできる腰痛予防体操やストレッチの講習会を実施。
- ・ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の自己チェックや予防トレーニングについて実技指導を含む講習会を実施。



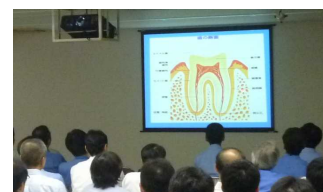
エ メンタルヘルスの向上

- ・外部講師や産業保健スタッフにより、ストレス対処法の習得やメンタルフィットネスの実践指導を実施。
- ・従業員が集まりやすい時間帯に、管理職対象の「ラインケアとセルフケア」及び一般職員対象の「セルフケア」の講習会を実施。



オ 歯科・口腔ケア

- ・会社近くにある歯科医院が従業員の歯の健康状態をよく知るかかりつけ医のような存在であることから、従業員の状況を踏まえた歯周病予防等の注意喚起も含め、歯の健康に関する講演会を実施した。



平成26年度から開始する支援メニュー(案)

項目		内容
メンタルヘルス対策	メンタルヘルスチェック等事業	企業単位で健康増進プログラムとメンタルヘルスチェック（計2,000円/人）を実施した場合に、700円/人を企業に補助
	中小企業のメンタルヘルス改善支援事業	産業カウンセラー等が中小企業を訪問し、メンタルヘルス専門研修や個別相談を実施（利用無料）
	仕事とこころの相談事業	メンタルヘルスチェックを受けた結果、要フォローとなった人に対し、個別相談を案内（利用無料）
企業における女性特有のがん検診受診促進事業		従業員及び被扶養者が乳がん、子宮頸がん検診を受診した場合、事業所が負担した額が2千円以下は1,000円/人、2千円超は1,500円/人を企業に補助
勤労者の健康づくり運動施設、機器整備支援事業		運動施設の整備や運動機器の購入を行う場合、最大150～250万円/社を企業に補助